

○健全化判断比率等と早期(経営)健全化・財政再生

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
					水道事業 農業集落排水事業
健全化判断比率等(%)	-	-	6.4	-	-
指標の説明	普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	普通会計、公営事業会計を対象とした実質赤字(又は資金不足の額)の標準財政規模に対する比率	普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3ヵ年平均)	普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率
早期健全化基準	15%以上	20%以上	25%以上	350%以上	20%以上
早期(経営)健全化段階	○自主的な改善努力による早期健全化 ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告				
財政再生基準	20%以上	30%以上	35%以上	【標準財政規模】 【事業規模】 ・普通会計 34億3,044万円 ・水道事業会計 2億7,825万円 ・農業集落排水事業会計 1,097万円	
財政再生段階	○国の管理による財政再生 ・財政再生化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる。 ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告				

○健全化判断比率等の対象

普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 (公営企業会計ごとに算定)
	公平委員会特別会計					
公営事業会計	国民健康保険特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 (公営企業会計ごとに算定)
	介護保険事業特別会計					
	高齢者医療特別会計					
	企業会計 ・水道事業特別会計 ・農業集落排水事業特別会計					
一部事務組合 ・広域連合	坂戸地区衛生組合	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 (公営企業会計ごとに算定)
	埼玉西部環境保全組合					
	広域静苑組合					
	西入間消防組合					
	毛呂山・越生・鳩山 公共下水道組合 など					
公社・第三セクター	越生特産物加工研究所	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 (公営企業会計ごとに算定)